

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童・生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童・生徒たちが意欲をもち、安心して学校生活を送るよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

令和 7 年 4 月

北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題であることから、児童生徒の発達の段階に応じた男女平等、子ども、高齢者などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ互いの違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

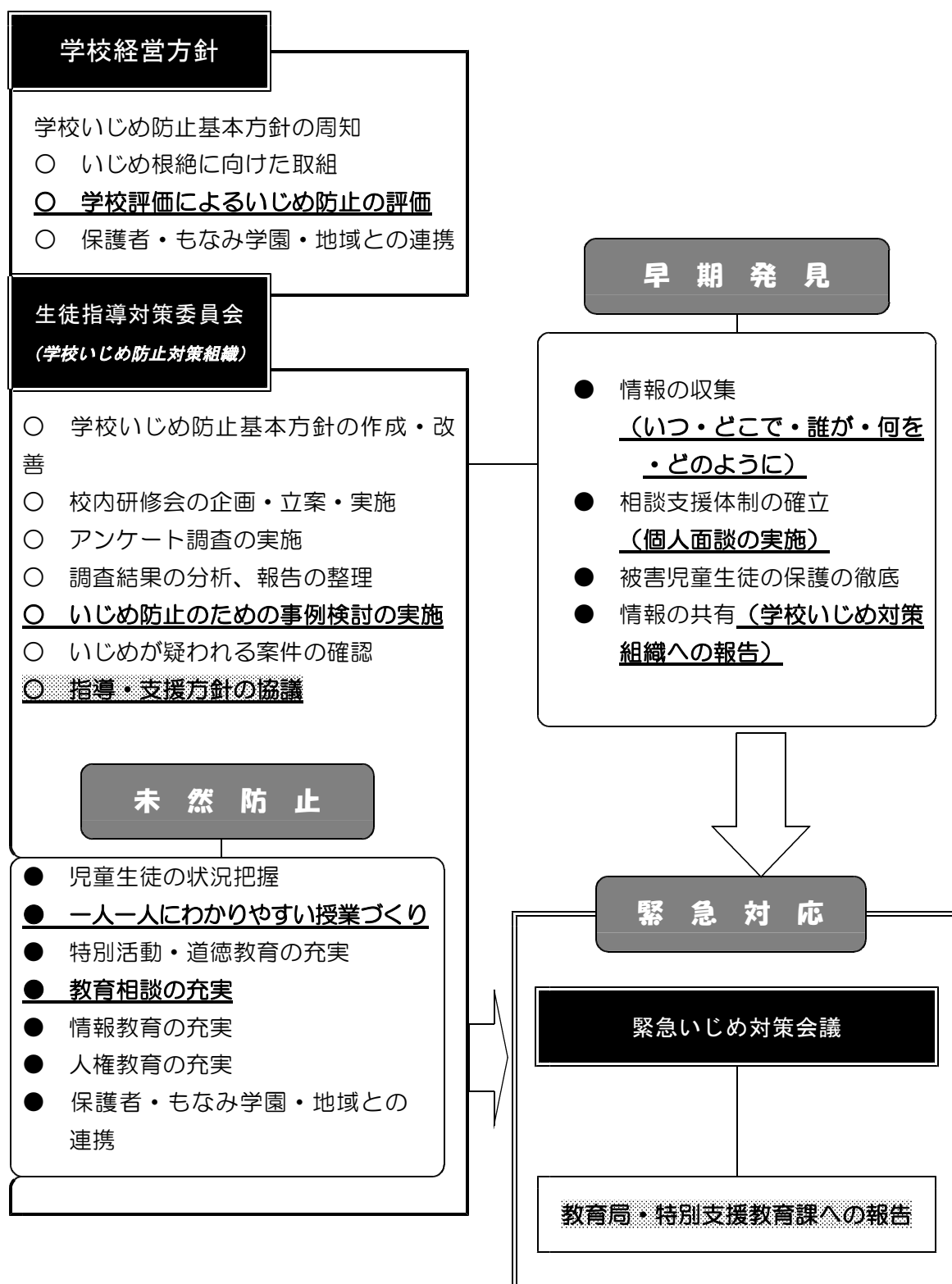
- いじめに係る行為が止んでいること
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ ただし、解消している状態も一つの段階にすぎないことを認識し、注意深く観察すること

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

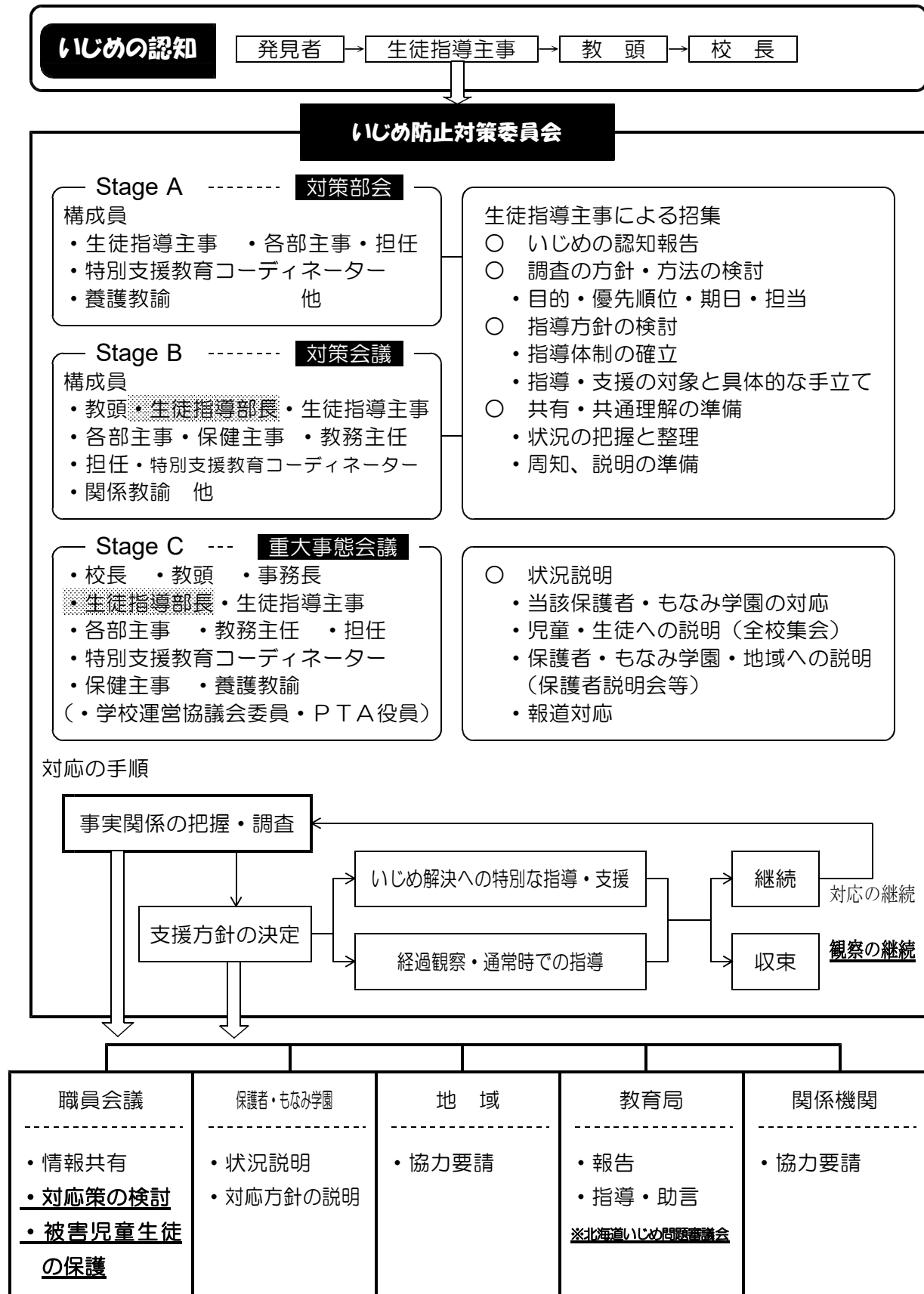
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 緊急時の組織対応

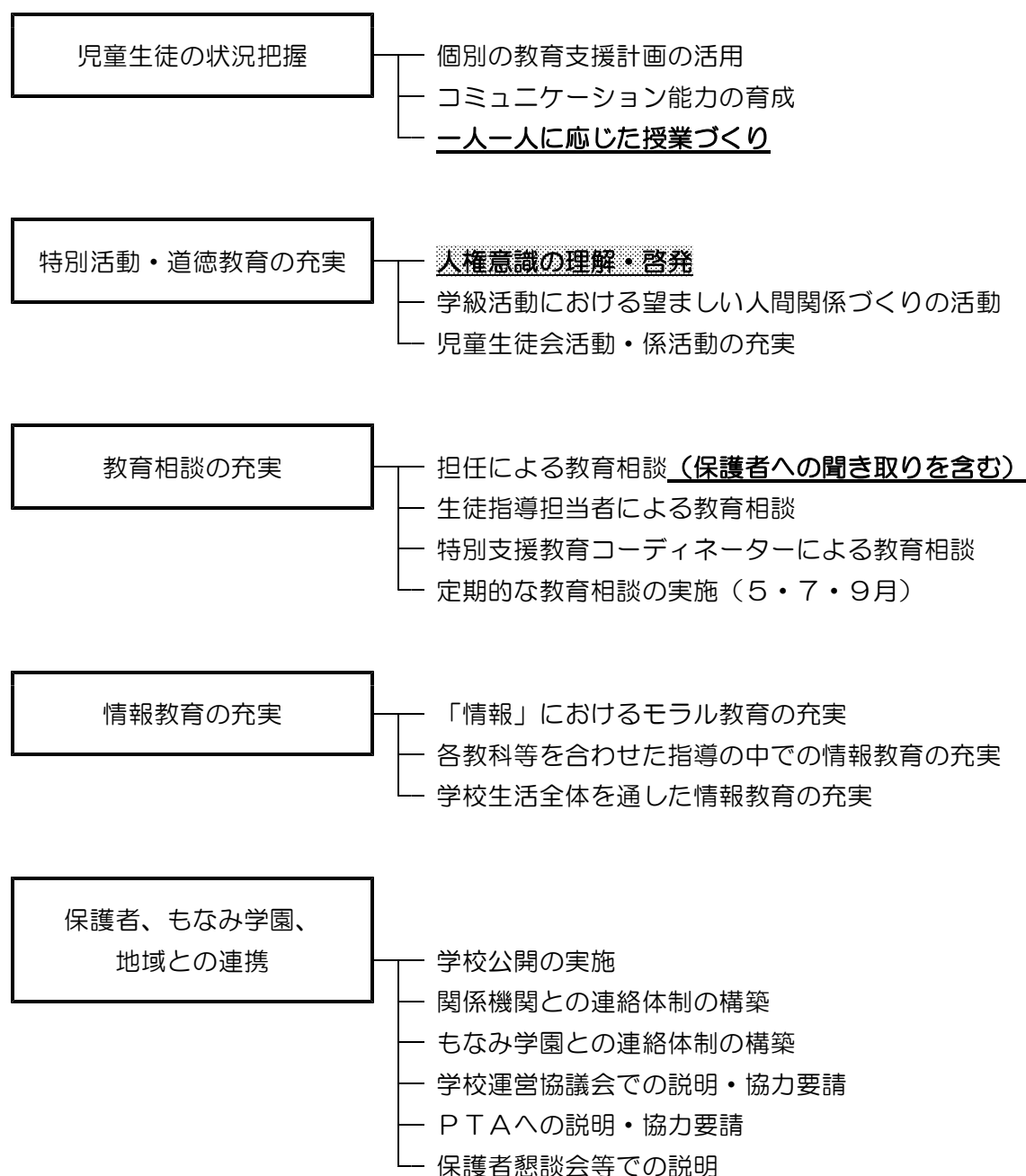
いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



Ⅲ いじめの予防

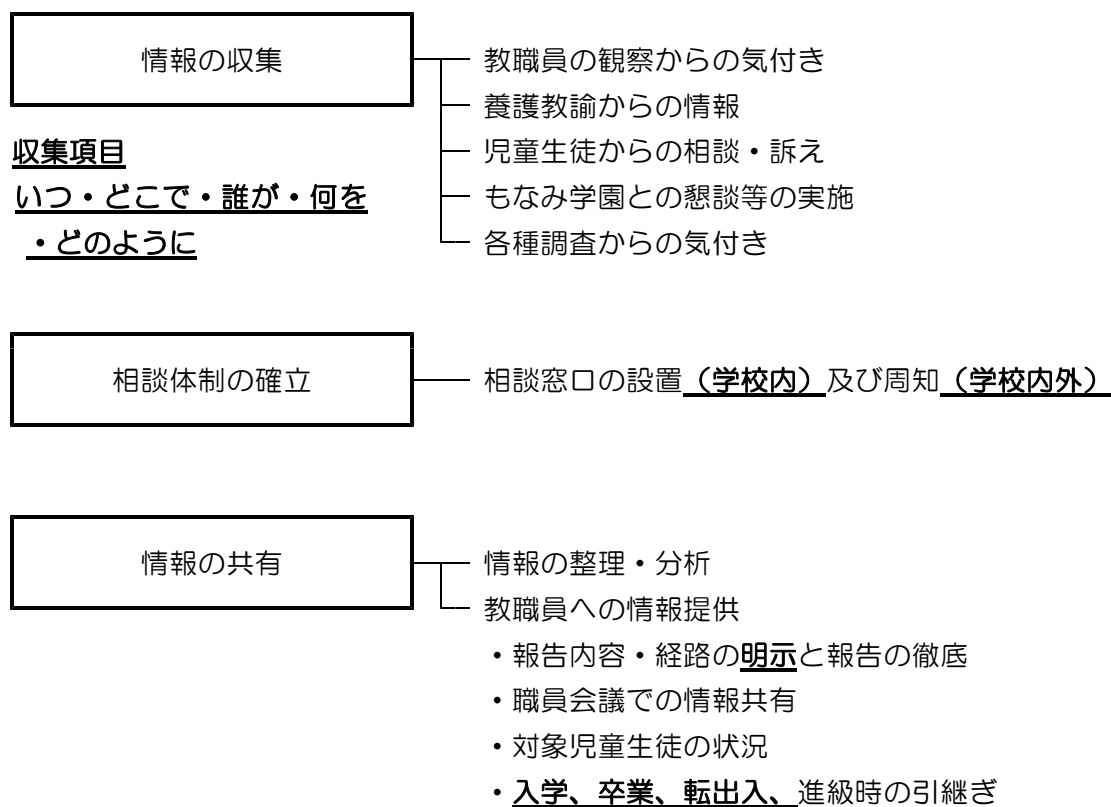
いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自分や他者を尊重する人権感覚を身につけるとともに市民社会のルールを守るという姿勢が重要である。また、児童生徒自身が自己肯定感を高め、困ったときや悩みがあるときに人に頼ることができるような「すべての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指すことが必要である。本校においては、道徳教育の全体計画を策定し、児童生徒の発達の段階や事態に応じた指導を行っている。



IV いじめの早期発見

いじめの問題を重大事態化させないための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。そのために組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応をしていくことが求められる。



V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。
そのためにはケース会議等で丁寧にアセスメントを行い、多角的な視点から組織的に進めることが求められる。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。
- 児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 一人一人にわかりやすい授業づくりを進める。
- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者・もなみ学園への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者・もなみ学園に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

- 親子のコミュニケーション（保護者）、家庭的な雰囲気づくり（もなみ学園）を大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者・もなみ学園の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者・もなみ学園の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- **教育局**や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者やもなみ学園への対応方法の助言
- 関係機関との調整
- スクールカウンセラー等の派遣要請

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携（学校医等）

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等へ送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者・もなみ学園への啓発

- フィルタリングへの協力
- 保護者・もなみ学園による情報端末使用時の見守り
- 情報モラルについての啓発資料の配付

イ 情報教育の充実

- 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習(探究)の時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動等における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

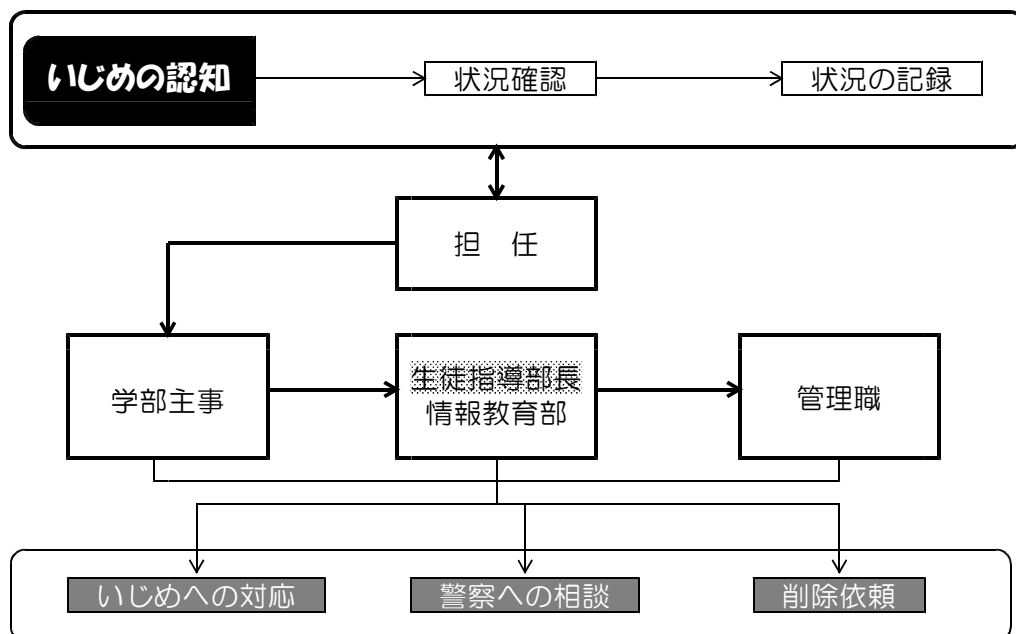
- ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者・もなみ学園からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（北海道いじめ問題審議会）に報告する。